

令和5年5月2日

保護者の皆様

若狭町立野木小学校  
校長 三宅 勝

## 新型コロナウイルスの5類感染症への移行後の対応の変更について

このたび、5月8日をもちまして、新型コロナウイルス感染症が、法律上の5類感染症に移行されます。文部科学省においても、学校保健安全法施行規則の改正が行われるとともに、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』の改訂が行われました。

このことに伴い、学校においても連休明けの5月8日からの対応を下記のように変更しますので、御理解と御了承をお願いいたします。

### 記

#### 1 出席停止期間について

発症した後5日（現行は7日）を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでが基準となります。（裏面参照）

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※「発症した後5日を経過」や「症状が経過をした後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日を0日目として、その翌日から起算します。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。

#### 2 濃厚接触者について

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、以前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は行動制限およびその協力要請は行われません。

このことを踏まえ、

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童については、出席停止の対象とはならず、登校は可能です。登校しない場合は「欠席」となります。

#### 3 風邪症状がみられる場合

発熱やのど痛、せき等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにしてください。受診して、新型コロナやインフルエンザ等の感染が判明した場合は「出席停止」、その他の場合は「欠席」となります。

#### 4 その他

熱中症予防のため、登校時に暑くなりそうな時はマスクを外すよう声かけをお願いします。（4月1日より、学校生活においてマスクの着用は求めています。）

## 新型コロナウイルス感染症の療養期間



(読売新聞ウェブサイトより)

症状が続く場合には軽快した後  
1日経過するまで延長